

一般社団法人 藤衛会 臨床工学技士支部会則

- 第1条 本会は、一般社団法人 藤衛会 臨床工学技士支部と称する。
- 第2条 本会は、本部を一般社団法人 藤衛会におく。
本支部は愛知県、藤田医科大学・医療科学部・臨床工学科におく。
- 第3条 本会は、支部内にある医療機関等並びに公的機関に籍を置く会員相互の親睦と学識向上をはかり、母校の発展に寄与する事を目的とする。
- 第4条 本会は、次の会員で組織する。
- 1)正会員
 - イ 本学医療科学部(旧:衛生学部)卒業生で臨床工学技士
 - ロ 本学大学院保健学研究科修了者で臨床工学技士
 - 2)特別会員 学校法人藤田学園卒業生で臨床工学技士
- 第5条 支部発足許可時一般社団法人 藤衛会より同会が定める正会員1人につき3,000円(但し、上限100,000円とする)の支給を受ける。
- 第6条 本会は、次の役員をおく。
- 支部長 1名 本会を代表する。
- 会計 1名 金銭出納に関する一切の事を処理する。
- 会計監査 2名 経理を監査する。
- 代表幹事 若干名 幹事を代表し、種々の会合、会務に参加する。
- 幹事 若干名 種々の会合、会務に参加する。
- 第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第8条 役員は、支部総会において正会員より選出する。
- 第9条 総会は、定期総会とし、毎年1回開催する。
- 第10条 総会においては、次の事項を決議する。
- 1)会則の変更、改正に関する件
 - 2)事業に関する件
 - 3)決算および予算に関する件
 - 4)役員選挙に関する件
 - 5)その他重要事項
- 第11条 本会の経常費は本部よりの支給費および会員の拠出金で支弁する。
- 第12条 会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。
- 第13条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に提出し、承認を得なければならない。

<附則>

1. 本会則は2018年10月6日をもって施行する。